議決通知

十一月十六日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案

特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

また、同日本院は、次の衆議院提出案を可決した旨衆議院に通知した。

国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案

国会職員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案

議案撤回通知書受領

十一月十六日衆議院から、次の議案は委員会において撤回を許可した旨の通知書を受領した。

労働基準法の一部を改正する法律案（第百九十回国会、井坂信彦外六名提出）

質問主意書提出

十一月十六日議員から次の質問主意書が提出された。

ブラック求人の監視と取り締まり強化に関する質問主意書（川田龍平提出）（第三三号）

質問主意書転送

十一月十六日次の質問主意書を内閣に転送した。

安倍内閣総理大臣がドナルド・トランプ次期米国大統領に対し直ちに環太平洋パートナーシップ協定からの離脱意思の有無を確認しなければならないことに関する質問主意書（小西洋之提出）（第二九号）

マイナンバー活用に関する質問主意書（伊藤孝恵提出）（第三〇号）

国土交通省の「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」に関する質問主意書（青木愛提出）（第三一号）

報告書提出

十一月十六日委員長から次の報告書を提出した。

国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案（衆第一号）審査報告書

国会職員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案（衆第一号）審査報告書

法律公布奏上及び通知

十一月十六日次の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。

公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律

特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律

国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律

国会職員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律

人事異動

内閣

外務大臣　岸田　文雄

経済産業大臣　世耕　弘成

第二十八回アジア太平洋経済協力閣僚会議日本政府代表を命ずる

期間は平成二十八年十二月二日まで（通商政策局長）経済産業事務官　嶋田　隆

（経済局長）外務事務官　山野内勘二

第二十八回アジア太平洋経済協力閣僚会議日本政府代表代理を命ずる

期間は平成二十八年十二月二日まで（通商政策局通商交渉官）経済産業事務官　吉田　泰彦

（大臣官房参事官兼経済局）外務事務官　小泉　勉

第二十八回アジア太平洋経済協力閣僚会議日本政府代表随員を命ずる

期間は平成二十八年十二月二日まで（各通）

（以上十一月十五日）

○防衛大臣臨時代理

国務大臣　菅　義偉

防衛大臣稲田朋美海外出張不在中内閣法第十条の規定により臨時に防衛大臣の職務を行う国務大臣に指定する（十一月十六日）

官庁報告

労働

最低賃金の改正決定に関する公示

福島労働局最低賃金公示第５号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、福島県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金（平成20年福島労働局最低賃金公示第５号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成28年11月18日

福島労働局長　島浦　幸夫

第４号中「１時間767円」を「１時間782円」に改める。

新潟労働局最低賃金公示第２号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、新潟県各種商品小売業最低賃金（平成20年新潟労働局最低賃金公示第４号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成28年11月18日

新潟労働局長　梅澤　眞一

第４号中「１時間789円」を「１時間800円」に改める。

富山労働局最低賃金公示第４号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、富山県百貨店、総合スーパー最低賃金（平成20年富山労働局最低賃金公示第５号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成28年11月18日

富山労働局長　山崎　英生

第４号中「１時間800円」を「１時間810円」に改める。

福井労働局最低賃金公示第５号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、福井県繊維機械、金属加工機械製造業最低賃金（平成20年福井労働局最低賃金公示第３号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成28年11月18日

福井労働局長　早木　武夫

第４号中「１時間821円」を「１時間829円」に改める。

附　則

この決定は、平成28年12月24日から効力を生ずる。

山梨労働局最低賃金公示第２号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、山梨県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金（平成21年山梨労働局最低賃金公示第３号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成28年11月18日

山梨労働局長　能坂　正徳

第４号中「１時間834円」を「１時間851円」に改める。

和歌山労働局最低賃金公示第２号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、和歌山県鉄鋼業最低賃金（平成25年和歌山労働局最低賃金公示第２号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成28年11月18日

和歌山労働局長　中原　正裕

第４号中「１時間849円」を「１時間871円」に改める。

附　則

この決定は、平成28年12月30日から効力を生ずる。

徳島労働局最低賃金公示第４号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、徳島県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金（平成20年徳島労働局最低賃金公示第２号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成28年11月18日

徳島労働局長　飯野　弘仁

第４号中「１時間840円」を「１時間857円」に改める。

附　則

この決定は、平成28年12月21日から効力を生ずる。